応募申込書の記入にあたって

●注意事項

 ・Ａ４判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書き、印刷方法は片面印刷としてください。 ・文字サイズは 11 ポイント以上とします。

 ・文字等の色は黒一色とします。

・様式２－２を除き、図表やイラスト等は挿入しないでください。

・全体を縦型フラットファイル等に左綴じとしてください。

●様式３

・高齢者の保健・医療・福祉・介護分野の実績については、下記の記入例を参考にして作成してください。



●様式４－１

・和歌山市長期総合計画には、地域別計画（和歌山市ホームページ番号1002808）が作成されています。

第9ブロック 本町・城北・雄湊・中之島地区

第4ブロック 西和佐・和佐・小倉・四箇郷地区

第6ブロック 宮・宮前・宮北地区

・その他、地域特性を踏まえた計画として、地区防災計画（和歌山市ホームページ番号1012372）が作成されています。

●様式６

・収入のうち、介護保険に係る介護予防支援業務、支出のうち、事務費（ケアプラン業務委託料）の積算にあっては、下記の単価を参考にしてください。

介護報酬（介護予防サービス計画費（介護保険法第５８条に規定））

介護予防支援を実施した場合に支払われる介護予防支援費（介護報酬）は、受託者の収入とするので、受託者が独自に従事者を雇用してください。

センターが、直接、介護予防支援を行う場合の単価

　　　　　　初回：7,731円、２回目以降：4,605円

業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託した場合、その委託に係る費用（９割）は当該事業者の負担とします。※報酬単価については介護保険法の改正等により、変更になる場合があります。

※令和６年４月から、居宅介護支援事業所が、直接介護予防支援を行うことができるようになりました。単価は、初回：８,０４４円、２回目以降：4,９１８円となっています。

介護報酬（介護予防ケアマネジメント費（介護保険法第１１５条の４５に規定）

介護予防ケアマネジメントを実施した場合に支払われる介護予防ケアマネジメント費（介護報酬）は、受託者の収入とするので、受託者が独自に従事者を雇用してください。

センターが、直接、介護予防ケアマネジメントを行う場合の単価

　　　　　　初回：7,731円、２回目以降：4,605円

業務の一部を指定居宅介護支援事業所へ委託した場合、その委託に係る費用（９割）は当該事業者の負担とします。

※上記、報酬単価については介護保険法の改正等により、変更になる場合があります。